# 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

**第1** 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

**第2** 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (受託業務従事者への周知及び監督)

第3 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。また、受託者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、当該業務に従事している者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止等)

**第4** 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (持ち出しの禁止)

**第5** 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務を委託者が指定した場所で行うものとし、個人情報が記録された資料等を当該場所から持ち出してはならない。

## (収集の制限)

**第6** 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該 業務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなけれ ばならない。

## (個人情報の目的外利用・提供の禁止)

**第7** 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務の目的以外の目的のために当該業務に係る個人情報を内部で利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

**第8** 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

**第9** 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては自 ら行うものとし、委託者の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託しては ならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いを伴う業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、 あらかじめ、再委託先の名称、再委託が必要な理由、再委託する業務の内容、再委託 先に対する管理及び監督の方法その他委託者が必要と認める事項を明らかにした書面 を委託者に提出し、前項の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、前項の規定による再委託を行った場合には、再委託先にこの契約により受 託者が負う一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先による個人 情報の取扱いについて責任を負うものとする。
- 4 受託者は、第2項の規定による再委託を行った場合には、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

# (資料等の返還等)

**第10** 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受 託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約 による業務の完了後、直ちにそれらを委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただ し、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

## (調査、指示等)

**第11** 委託者は、この契約による業務を処理するための受託者による個人情報の取扱いの態様について随時調査し、又は受託者に対し、必要な指示を行い、若しくは必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

#### (事故発生時における報告)

**第12** 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (契約の解除及び損害賠償)

- **第13** 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者 に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。
- 3 受託者の故意又は過失を問わず、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反し、 又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者 に対して、その損害を賠償しなければならない。